

「禁止行為解除承認申請」手順

(1)「禁止行為解除承認申請」に必要な書類の準備 ※2部必要

- 承認申請書（劇場に用意してあります）※HPからもダウンロード可
- スモークマシン等の申請の場合は、危険物データベース登録確認書
（データベース登録確認書を添付の場合は、機器の取扱説明書及び発煙剤試験データベースは必要ありません）
- 喫煙・裸火等の申請の場合は、行為内容明細 ※行為者及び行為の時間を明記してください
- タイムスケジュール（使用する時間帯を明記）
- 喫煙・裸火の場合は写真等、実際の使用物が確認出来る物
- 舞台図面（機器、裸火及び喫煙の行為場所及び監視要員、消火器・防火バケツ等を記入）
- 承認申請を行う催事のチラシ、パンフレット等

※上記必要書類の記入方法等については、劇場に申請サンプルをご用意しております。

(2)「禁止行為解除承認申請」書類の劇場確認 ※劇場防火管理者が確認

- 事前に来館日時を打合せください（事前連絡無しで来館された場合は、承認まで書類をお預かりさせていただく場合があります）
- 予定された来館日時に必要書類2部を持参ください
- 申請行為内容の確認、書類の確認
- 申請行為の確認後、承認申請書へ劇場防火管理者が押印します

(3)「禁止行為解除承認申請」書類の消防署承認

- 申請は小倉北消防署予防課へ
予防課：(TEL) 093-582-0119 〒803-0814 北九州市小倉北区大手町8番38号
- 劇場防火管理者の承認を受けた書類2部を小倉北消防署へ提出
- 申請行為内容の確認、書類の確認後、消防署承認
- 劇場保管用の「禁止行為解除承認申請」書類1部及び承認証の受け取り
- 「禁止行為解除承認申請」書類1部は消防署にて保管

(4)「禁止行為解除承認申請」劇場保管用書類の劇場提出

- 消防署承認を受けた劇場保管用の「禁止行為解除承認申請」書類を劇場に提出
（消防署から発行された承認証は、劇場でお預かりすることもできます）

※以上が「禁止行為解除承認申請」の手順となります。不明な点などありましたら劇場にお問い合わせください。

※消防署・劇場とも申請承認までに時間の掛かる場合もありますので、早目の申請（催事1ヶ月前程度）をお勧め致します。